

(記載例)

訴えの手数料として収入印紙を貼る部分なので、このスペースには何も記載しません。 【重要】収入印紙には割り印をしないでください。

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

訴 状

令和 元年 5月 1日

この書面を作成した日

千葉地方裁判所 民事部 支部

御中

訴えを起こす裁判所を記載します。被告やあなたの住所を管轄する裁判所が管轄裁判所となります。

裁判所受付欄

貸 金 請求事件

あなたが起こす訴えの事件名を記載します。

訴訟物の価額 2,000,000 円

ちょう用印紙額 15,000 円

郵便料 6,000 円

貼用印紙額	
郵便料	係印

「訴訟物の価額」、「ちょう用印紙額」、予納する郵券の金額が分からないときは、記載せず、提出の際お尋ねください。

あなたが個人の場合は、あなたの住所、氏名を記載し、認め印を押します。法人その他の団体の場合は、代表者事項証明書等に従って、本店等の主たる事務所の所在地、商号又は団体の名称を記載し、代表者印を押します。

1 原告の表示

住所又は所在地 〒 2 6 0 - 〇 〇 〇 〇

千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号

氏名又は団体名 甲 山 太 郎 印

(団体の場合、代表者の肩書・氏名・代表者印)

印

電話番号 0 4 3 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

ファクシミリ番号 0 4 3 - 〇 〇 〇 - × × × ×

(記載例)

2 送達場所

裁判所があなたに訴訟に関する書類を郵送する際の宛て先になりますので、あなたが書類を受け取りやすい場所を記載してください。

原告に対する書類の送達は、以下の場所に宛てて行ってください。

上記1に記載した住所（所在地）

勤務先 商号・名称 甲食品株式会社

所在地 〒△△△-△△△△

千葉県市川市〇〇〇△丁目△△番地

その他の場所

住所 〒 _____ - _____

氏名 _____ あなたとの関係 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

3 被告の表示

被告となる者の住所、氏名等を1と同様に記載します。被告が個人の場合で、勤務先が分かるときは、勤務先も記載してください。

住所又は所在地 〒 271-〇〇〇〇

千葉県松戸市岩瀬〇丁目〇番地

氏名又は団体名 株式会社〇〇〇〇

(団体の場合、代表者の肩書・氏名) 代表者代表取締役 乙 川 二 郎

(個人の場合、勤務先) _____

あなたが起こす訴えについて、裁判所にどのような判決を求めるかを記載する部分です。

請 求 の 趣 旨

1 被告は、原告に対し、220万円及びうち200万円に対する平成30年10月21日から支払済みまで年1割5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決 並びに 仮執行宣言 を求める。

(記載例)

あなたの請求（請求の趣旨）を理由づける事実を記載してください。
記載しきれない場合には、「別紙のとおり」とした上で、別の用紙（A4判）に記載し、訴状の末尾に添付しても構いません（ただし、その場合は、訴状の下部欄外に、訴状全体を通じたページを入れてください。）。

請 求 の 原 因

- 1 原告は、被告に対し、平成29年12月21日、200万円を以下の約定で貸し付けた。
 - (1) 利息 月1分
 - (2) 遅延損害金 年1割5分
 - (3) 弁済期 平成30年10月20日
- 2 被告は、弁済期である平成30年10月20日を経過しても上記金員の支払いをしない。
- 3 よって、原告は、被告に対し、上記消費貸借契約に基づき、貸金元金 200万円、確定利息20万円の合計220万円（ただし、貸金元金200万円に対する平成29年12月21日から平成30年10月20日まで約定の月1分の割合による利息）及び貸金元金200万円に対する弁済期の翌日である平成30年10月21日から支払済みまで約定の年1割5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

添 付 書 類

- 訴状副本 1通
- 資格証明書 1通
- 登記事項証明書（不動産）
- 固定資産評価証明書
- 甲第1号証（借用書）写し 2通
-

訴状とともに提出する書類を記載します。
・訴状副本（被告送付用の訴状写し、裁判所に提出するものと同じ認め印を押します。）
・資格証明書（例＝代表者事項証明書）
・書証 あなたの請求を基礎づける証拠書類（借用書等）

書証は、被告用のコピーと合わせ、2通提出します。原本は手元に保管し、裁判が開かれる日に持参してください。原告が提出する書証には、甲第1号証、甲第2号証・・・などと、「甲」を付して提出します。

(記載例)

(提出方法等)

- (1) 訴状及び書証は、原則として、〔被告の数＋1〕通（1通は裁判所用）を用意し、訴状のすべてのページの上部余白に、上記「1 原告の表示」で押印した認め印（法人等の場合は、代表者印）を捨て印として押しま
す。
- (2) 裁判所用の訴状には、訴え提起の手数料として収入印紙を1頁目の上
部欄外にはります。手数料の額は、あなたの請求する金額等により決ま
ります。裁判所で消印しますので、割り印等をしないでください。
- (3) その他、御不明な点は、遠慮なく訴状を提出する裁判所にお尋ねくだ
さい。